

徳 企 第 2 6 号
平成31年2月27日

各 部 課 長
殿
各 警 察 署 長
(回議先 全課長)

保存期間	10年(平成41年3月31日まで)
------	-------------------

徳 島 県 警 察 本 部 長

地域警察の再構築に向けた中長期ビジョンの策定について（通達甲）

県警察においては、社会・治安情勢等の変化に対応することを目的として、複数の交番の統合による大型化や民間施設等を活用したテナント型交番を整備するなど、交番・駐在所機能の充実・強化のための施策を推進しているところであるが、他県では交番の勤務員が襲撃される事件が発生するなど、依然として、地域警察を取り巻く環境は変化している。

そこで、これらの変化に的確に対応し、時代の要請に応える地域警察を再構築するため、別添のとおり地域警察の再構築に向けた中長期ビジョンを策定したので、本ビジョンに基づき、具体的計画の策定に向けた検討を進められたい。

別添

平成31年 2月27日

徳島県警察本部

地域警察の再構築に向けた中長期ビジョン

県警察は、平成29年3月に策定した「警察署再編整備等総合計画」の柱の一つとして、交番・駐在所機能の充実・強化に取り組んできたところであり、複数の交番の統合による大型化、民間施設等を活用したテナント型交番の整備、PFI手法を活用した駐在所施設の一括整備等の施策を推進した。

これら施策は、警察署の統合と同様、現在の社会・治安情勢や道路事情等の変化に対応することを目的としたものであるが、その後も、他県では交番勤務員が襲撃される事件が発生するなど、依然として、地域警察を取り巻く環境は変化している。

そこで、こうした変化に的確に対応するため、「地域警察の再構築に向けた中長期ビジョン」を策定し、これまで推進してきた施策を更に深化させ、時代の要請に応える地域警察を再構築することとした。今後は、これに基づき、実施時期や内容等を盛り込んだ具体的計画を策定した上、必要な施策を推進していくものとする。

第1 地域警察の再構築に向けた基本方針

県警察は、これまで、市街地以外の地域においては、警察署を拠点として24時間態勢を確保した上で、各地域における治安情勢や道路事情等を踏まえ、日勤制の駐在所の設置を充実させることで当該地域の治安維持・向上を図ってきた。

しかし、DV・ストーカー、児童虐待など、認知から常に警戒を要する事案の増加や交通インフラ整備に伴う環境の変化等に、よりの確に対応するため、一定の人口が集中している地域には、警察署と連携して、複数の勤務員が24時間態勢で事案に対応する交番を設置し、警察署から遠隔地にある山間・沿岸部等には、駐在所機能を維持することを基本方針とする。

そこで、限られた人員や装備を効率的かつ弾力的に運用するため、駐在所の統合による交番化、交番の大型化による勤務員の複数化など、中長期的視点に立った、交番・駐在所の更なる統合や管轄区域の見直しにより警察力の強化を図る。

第2 地域警察の再構築に向けた基盤整備

地域警察の更なる活性化を図り、より地域住民のニーズに沿った活動を推進するためには、交番・駐在所の活動基盤を充実させる必要がある。

そこで、交番・駐在所へのパトカーの配備充実により、効果的なパトロールの実施と機動力の向上を図る。また、地域警察業務の見直しを行い、パトロール、巡回連絡等の所外活動の更なる強化を図る。

なお、統合する交番・駐在所の施設については、施設の状況や地域情勢等を踏まえ、地域安全活動の拠点等としての活用も検討する。

第3 人員配置の不断の見直し

県警察の限られた人員を最大限活用し、時代の要請に応える地域警察を再構築するためには、組織全体による人員配置の不断の見直しが必要である。

そこで、各部門の定員や警察本部と警察署の配置の見直しを行うなど、地域警察の機能強化に資する合理的な人員配置に努める。

なお、これら見直しは、女性警察官の職域拡大や職員のワークライフバランスの実現といった現代社会の要請にも応えるものとする。

第4 地域住民の理解と協力の確保

地域警察官は、交番・駐在所を拠点として、事件・事故や各種相談の対応等、地域に密着して活動している。もとより、これら活動は地域住民の理解と協力が必要不可欠である。

そこで、各種施策の推進に際しては、地域住民の方々に対する丁寧な説明による理解と協力の確保に努める。